

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 イリノイ州
回答者氏名及び所属	吉田忍・渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じても一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

イリノイ州は、イリノイ州 DV 法 ((750 ILCS60) Domestic Violence Act of 1986) の Article 1 Sec. 103 で DV を以下のとおり定義し、同法 Article 2 で保護命令について規定している。

DV の定義：

家族(family)、世帯員(household members)、交際相手(persons who have or have had a dating or engagement relationship)との間、あるいは障がい者と介助者との間で起こる以下の「虐待」を指す：

- (a) 身体的あるいは精神的に傷つけようとする、あるいは傷つける
- (b) 他を身体的あるいは精神的に傷つけられる恐怖にさらす
- (c) 力、威嚇、強迫により同意なく性的関係を強要する
- (d) ハラスメント（つきまとい行為を含む）の行為を行う
- (e) 子あるいは他に虐待場面を見せる
- (e) 養育の放棄あるいは未成年者のケアを妨げる
- (f) 障がい者への必要なケアのアクセスを拒否する

家族、同居人、交際相手あるいは障がい者とは以下の関係を指す：

- (a) 現在あるいは過去に婚姻状況にある（あった）
- (b) 現在あるいは過去に同居したことがある（あった）
- (c) 血縁あるいは婚姻による関係がある（あった）
- (d) 婚姻や同居の有無にかかわらず共通の子がいる
- (e) 現在あるいは過去に交際したことがある（あった）（同性カップルを含む）
- (f) 障がい者を支援する関係にある

保護命令については、IV.を参照のこと。

法令サイト：

<http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ChapterID=59&ActID=2100>

II. DV被害者の一時保護

1 緊急シェルター

(1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○イリノイ州において緊急シェルターは、安全を確保するためにDVから逃れている人やその家族に提供される。州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は、民間の非営利団体(NPO)が行っている。すべてのシェルターの利用は無料。

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどの緊急シェルターの滞在期間は短い。しかしシェルターにより違い、短いところで72時間、90日、規定がないなど幅がある。出所後の安全が確保されていない場合は、他のシェルターや形態に移行するための支援を受けることができる。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない(例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など)。18歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○またシェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくてもDVに関する支援を受けることができる。

○日本語対応可能なスタッフがいることが確認できているシェルターは、以下でその旨記載している。

イリノイ州 緊急シェルター・移行期ハウジングのリスト

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=98150>

イリノイ州 DV被害者サービス (DVの被害者をサポートする州政府福祉局(Department of Human Services(DHS))の各カウンティ(郡)のオフィスの連絡先)

www.dhs.state.il.us/page.aspx?module=12&OfficeType=&County=

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 入所の要件

(4) 支援内容

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容(通訳支援等を含む)

以下の団体を含む全てのDV被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支援を提供している。DV被害への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価が行われることから支援が始まる。

【アドボカシー、アドボケートとは】 本人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」(子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV被害者など)に代わり、その権利を

代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー (advocacy)、代弁・擁護者をアドボケート (advocate) と呼ぶ。アドボケートは、ソーシャルワーカー、経験者 (サバイバー)、家族が経験者 (サバイバー) であることが多い。

A (シカゴ周辺)

団体名 : Connections for Abused Women and Children (CAWC)

<http://www.cawc.org/>

24 時間 DV ホットライン : 1-773-278-4566

入所要件 : DV 被害者と子

支援内容 : 緊急シェルターの提供、個人およびグループのカウンセリング、ライフスキルトレーニング (目標設定、予算、安全対策)、法的なアドボケート (裁判所命令、移民問題)、家庭内暴力を目撃した子のための専門的なサービス

通訳 : 電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳するように手配。

B (シカゴ周辺)

団体名 : Apna Ghar (DV にあった移民女性及び子のための支援団体)

<http://www.apnaghar.org/>

24 時間ホットライン : 1-773-334-4663 または州外から 1-800-717-0757 (通話無料)

E メール : info@apnaghar.org

入所要件 : 緊急保護の必要な DV 被害者女性とその子

支援内容 : クライアントが人生を再建できるように直接的な支援と他団体や専門家への紹介を合わせた複合的な支援を提供。緊急サービスとして、24 時間緊急シェルター、24 時間ホットライン、危機管理、ケースマネージメント、安全プラン、交通手段サポートなど。法律及び財政援助サービスとして、裁判にかかわる法的援助や刑事事件の弁護士紹介など。

通訳 : 日本語の話せるカウンセラーがいる。

C (Peoria 周辺)

団体名 : Center for Prevention of Abuse

<http://www.centerforpreventionofabuse.org/>

電話もしくは E メールで問い合わせる

Director of Domestic Violence Family Centered Services: Sara Dillefeld

電話 : 1-309-691-0551(代)

E メール : sdillefeld@centerforpreventionofabuse.org

クライシスホットライン : 1-800-559-7233 (通話無料)

DV カウンセラーもしくはケースマネージャー : 1-309-691-0551

入所要件 : DV 被害者とその子

支援内容 : セラピー及びカウンセリング、法的権利の擁護、安全対策、緊急シェルター、短期の仮住居 (有料) の提供、サポートグループ

通訳 : 電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳するように手配。

(6) その他, 一時保護に関する有益な情報

○イリノイ州 DV ホットライン State of Illinois hotline

24 時間ホットライン (英語) 1-877-863-6338 (通話無料)

24 時間ホットライン (他言語) : 1-877-863-6339 (通話無料)

シカゴ市の DV 部門と DV 被害者支援団体との共同で運営されている。

通訳 : Language Line Services により日英通訳可能。視覚障害、聴覚障害者には、テキストプログラムで対応。

<http://batteredwomensnetwork.org/stateofillinoishtlinhttpbatteredwomensnetwork-orgwp-adminpost-phppost33actionedite/>

- 全国 24 時間 DV ホットライン National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

ホットライン : 1-800-799-7233 (通話無料)

通訳 : Language Bank による日本語通訳を介した 3 者通話サービスの利用可能

- 緊急及び暫定的シェルターを提供している機関一覧

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=98150>

- Chicago: Department of Family and Support Services の連絡先一覧

[https://data.cityofchicago.org/Health-Human-Services/DV/u5t3-x26d\(PublicHealth\)](https://data.cityofchicago.org/Health-Human-Services/DV/u5t3-x26d(PublicHealth))

- Illinois Coalition Against Domestic Violence

<http://www.ilcadv.org>

24 時間ホットライン : 1-877- 863-6388

日本語で対応可能 (オペレーターに希望を伝える)。イリノイ州にある DV 支援施設及び機関の連絡先一覧あり。

電話 : 1-217-789-2830 Fax : 1-217-789-1939

E メール : ilcadv@ilcadv.org

- DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

シェルターや支援団体の検索が可能なおサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

- 在シカゴ日本国総領事館ウェブサイトにて、日本語でまとめられた下記の資料が閲覧できる。

イリノイ州家族関係法及び DV 被害者支援概要 (2013 年 8 月 7 日掲載)

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_dv_support_130801.pdf

2 警察による加害者への対応 (刑事)

(1) 概要

○911 通報を受けた場合は、警察官が派遣され、被害者の安全の確保と保護に努める。

○現場に派遣された警察官は、加害者が犯罪を犯したと信じる相当の理由がある場合は、逮捕令状なく加害者をその場で逮捕できる。被害者本人ではなく警察官が刑事事件として立件、その後、州検事局が加害者を起訴する。

<http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/fulltext.asp?DocName=075000600K301>

○DV 当事者の双方が暴力を行使しているように見える場合は、加害者と被害者 (正当防衛) の見極めが難しいが、どちらが Primary Physical Aggressor かを判断する。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】警察への緊急通報用の電話番号 911 へ電話する。(携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線 (Land line) がよい。)

【緊急でない時】各地域を管轄する地元警察 (Police Department や Sheriff's Office) に電話をする。各市町村の警察署の DV 担当あるいは家庭支援室に連絡する。あるいは警察署を直接訪れてもよい。

地域の警察署連絡先 : <http://www.isp.state.il.us/districts/districtfinder.cfm>

(3) DVの通報があった場合の警察の対応

警察官は、被害者が虐待を受けていると確信できる根拠がある場合、更なる虐待を防ぐために、逮捕を含む適切な対応を講じる。逮捕の場合、加害者の情報は州警察犯罪歴記録システム (CHRI) に保存される。

(州法 725 ILCS 5/112A-30)

<http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/fulltext.asp?DocName=072500050K112A-14>

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

保護命令を守らない加害者は逮捕され、一年以下の懲役あるいは 2,500 ドル以下の罰金、あるいはその両方が課せられる可能性がある。

(5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)

○シカゴ市警察は、外部業者と契約し、電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳可能。緊急 (911) と非緊急 (1-312-746-6000) の双方で可能なので、最初に日本語通訳が必要なことを伝える (通訳者が出るまで 1 分ほどかかることもある)。

○その他の警察でも通訳をリクエストできる。

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者 (英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者、Limited English Proficient(LEP)) に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法 (電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官/裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用) などに差がある。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

【警察による誤認逮捕への対応】

(警察官が来た現場で) : 自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する (これは権利であるので、強く主張する)。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

(事後 : もし誤認逮捕された場合)

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない (取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない)。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、(心当たりがあれば) 弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる (領事面会 : Interview or communication with a consular officer) 。

○取り調べ後、保釈金 (bail) を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯の DV で 3,500 ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に (管轄の裁判所が抱える訴訟数による)、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会 (罪状認否) がある。

- 弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる（収入に応じた料金（スライディングスケール）での支払いとなる）。
- リクエストすれば、裁判所での日本語通訳は、裁判所が無料で準備する。

3 警察によるDV被害者の支援

(1) 概要

- 被害者・目撃者や子・同居人の安全を確保をする。
- 家族及び世帯員がDVを行った場合、被害者の保護を図るための措置をとる。被害者の私物を自宅から持ち出す、被害者を安全な場所に確保する手段を提供する。加害者に対する告訴の手続き等の情報を被害者に与える。被害者に対しポリスレポートを作成する。

Policies and Procedures of the Illinois Criminal Justice System

http://www.icjia.state.il.us/assets/pdf/ResearchReports/Policies_and_Procedures_of_the_Illinois_Criminal_Justice_System_Aug2012.pdf

(2) 警察によるDV被害者支援の内容

- （現場において）通報により駆け付けた場合、被害者と加害者を隔離することで被害者の安全の確保をする。逮捕令状がなくても必要に応じて緊急逮捕できる。被害の状況、目撃者を確認する。被害者フォームの記入の手伝いをする。必要であれば安全に関する懸念事項を被害者に伝える。加害者の暴力に関しての前歴を調べる。アドボケート・医療機関への連絡。
- （上記の現場対応に加えて）各種警察レポートを作成。逮捕の場合、加害者の情報は州警察犯罪歴記録システム（CHRI）に保存される。

(3) 告訴、被害届等の書類の入手方法

- 被害者のケースについて警察が作成済のレポートについては、管轄の警察で入手可能。
- 刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察にDVを犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するかを判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことの理解が必要。また、DVが刑事事件として起訴された場合でも、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。

(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

- シカゴ市警察は、外部業者と契約し、電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳可能。緊急（911）と非緊急（1-312-746-6000）の双方で可能なので、最初に日本語通訳が必要なことを伝える（通訳者が出るまで1分ほどかかることもある）。
 - その他の警察でも通訳をリクエストできる。
- ※2（5）参照のこと。

(5) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

4 その他の一時保護に関する制度

III. DV被害者の自立支援

1 医療保険

(1) 概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

- 民間医療保険 (Affordable Health Care 通称オバマケア)
- 低所得者用医療保険 (Illinois Medicaid、Medicaid/CHIP 他)
- 高齢者用医療保険 (Medicare 全国共通)

<http://insurance.illinois.gov/consumer/trifold/uninsuredbrochureenglish.pdf>

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

- 民間医療保険 (保険加入は有料)

Get Covered Illinois (マーケットプレイス) 事務所

<https://getcovered.illinois.gov/en>

- 低所得者用医療保険 (保険加入は無料)

・ Illinois Medicaid

The Illinois Department of Healthcare and Family Services (HFS)

<https://getcovered.illinois.gov/en>

・ Medicaid/CHIP

<https://www.insurekidsnow.gov/coverage/il/index.html>

・ オールキッズプログラム：イリノイ州に住む低所得家庭の子ども用医療保険。

<https://www.illinois.gov/hfs/MedicalPrograms/AllKids/Pages/about.aspx>

電話：1-866-255-5437 TTY：1-866-675-8440

・ ファミリーケア：18歳以下の子と一緒に暮らす親のための医療保険。また、両親の代わりに子を世話する親族も対象。該当するかの確認は以下への問い合わせが必要。

<https://www.illinois.gov/hfs/MedicalPrograms/AllKids/Pages/FamilyCare.aspx>

電話：1-866-255-5437 TTY：1-866-675-8440

・ イリノイ総合保健保険プラン (ICHIP)：州が運営する医療保険だが、連邦の基準で認められた人のみが入れる低所得者用の保険。

<http://www.chip.state.il.us/default.htm>

<https://www2.illinois.gov/agencies/ICHIP>

電話：1-866-851-2751 TTY：1-800-545-2455

・ イリノイ・プレ・イグジスティング保険プール (IPXP)：一時的に連邦政府が資金を提供。アメリカ国籍であることと、医療保険に6か月以上加入していないことが条件。4つのオプションがある。詳細については以下の通り。

www.insurance.illinois.gov/ipxp

電話：1-877-210-9167

IPXPInquiry@healthalliance.org

- 高齢者用医療保険 (Medicare) (保険加入時に社会保障税支払歴の確認がある)

ソーシャルセキュリティ事務所

<https://www.medicare.gov/>

(3) 利用の要件

- 民間医療保険 (オバマケア)：イリノイ州に在住 (通常は規定の期間以外は申込ができない)

が、DV 被害者は随時申込可能)

○低所得者用医療保険

・Medicaid：永住権取得から5年以上に加えて以下の連邦貧困レベル（FPL）の基準以内であること。

大人（19～64才）：連邦貧困レベル138%以内

妊婦（胎児も一人の家族成員として数える）：連邦貧困レベル213%以内

障がい者、高齢者：連邦貧困レベル100%

資産（自宅と車を除く）の制限：2,000ドルまで

・その他の低所得者保険の要件

件：<https://www.illinois.gov/hfs/MedicalClients/Pages/medicalprograms.aspx>

○高齢者用医療保険（Medicare）：65才以上、永住権取得から5年以上、勤務時の社会保障税40クレジット（約10年分）支払いのすべてを満たす必要がある。ただし40クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に購入できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level (FPL) の基準：Poverty Guideline（2018年）】基準に定められた収入について、例えば基準額の200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から5年未満の場合は】

1) 加害者の医療保険に加入（必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う）

2) 民間医療保険を購入

3) 生活保護（III-2.を参照）申請時に永住権取得から5年以上の条件を免除された場合、低所得者用医療保険（Medicaid）に加入できる。

（4）DV被害者が外国人の場合の配慮

○基本的に米国籍者向けとされるサービスも、合法の移民であればサービスを受けられる可能性がある。子のみが米国籍の場合、子の代理としてサービスに申し込むことができる。

○生活保護の「永住権取得から5年以上」という要件が免除された場合、低所得者用医療保険（Medicaid）に加入できる。

（5）その他、医療保険に関する有益な情報

Medicaidには「緊急 Medicaid（Emergency Medicaid）」という医療保険がある。Medicaidは長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaidは命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaidは、収入が規定以下である場合、米国滞在資格（ビザなどの種類）やその有無に関わらず適用可能とされるが、実際はケースバイケースで判断される。病院は基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる（州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある）。このような場合は、Medicaid 事務所あるいは病院社会福祉部門に相談する。

2 生活保護

(1) 概要

すべての生活保護は米国連邦政府の公的補助制度であるが、その中のプログラムによっては、州が運営するものがある。

A) TANF (Temporary Assistance for Needy Families) : 妊娠中か 18 才以下の子がいる低所得者の家族に対して、一生に 60 か月間を上限とした現金支給および職業訓練、就職斡旋などの支援を提供する。このプログラムは、州に運営が任されている。

B) Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) : 食品援助プログラムで、受給資格と受給額は、収入と世帯規模をもとに、連邦政府 Department of Agriculture (USDA) の Food and Nutrition Service が定める規定に順じる。職業訓練も行っている。

C) Low Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP) : 低所得家庭に対し、冬季暖房費の支援を行う。州に運営が任されている。

D) イリノイ犯罪被害者補償プログラム (暴力犯罪被害者支援) : イリノイ州犯罪被害者補償法 ((740 ILCS 45/) Crime Victims Compensation Act.) に基づき、被害者とその家族に最大 27,000 ドルの財政援助を提供している (対象は、医療費、カウンセリング、転居費用、光熱費、移動費用など)。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

A) TANF : 州福祉局 (Illinois Department of Human Services (DHS))

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=30358>

DHS ヘルプライン : 1-800-843-6154 (通話無料)

www.dhs.state.il.us/page.aspx?module=12&OfficeType=&County=

B) SNAP : 州福祉局 (Illinois Department of Human Services (DHS))

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=33698>

電話 : 1-800-843-6154 (通話無料)

上記ウェブサイトから申し込む。

C) LIHEAP : 州商務局 (Illinois Department of Commerce)

<https://www.illinois.gov/dceo/CommunityServices/UtilityBillAssistance/Pages/default.aspx>

電話 : 1-217-785-2533

申し込みは地域の担当団体 (Community Action Agency) に連絡のこと。

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1556>

D) 犯罪被害者補償プログラム : 州検事総長室 (The Illinois Attorney General's Crime Victim Services)

(DV 被害の場合) http://www.ag.state.il.us/victims/CV_FAQ_DV_0113.pdf

(全般) <http://www.ag.state.il.us/victims/cvc.html>

電話 : 1-800-582-2877 (通話無料)

被害者 (成人) はいつでも申し込める。

(3) 受給の要件

○米国籍の者か、米国永住権を保持して 5 年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。

○TANF の現金支給については、DV 被害者に対して、担当者の判断により国籍や居住年数の要件が免除される場合もある。現金支給を受けるためには、就労研修を受け、就労のための活

動を行う必要がある。継続して支援を受けるために定期的にコーディネーターと会う必要がある。

○SNAP は、子が米国籍の場合は、DV 被害者の親が在米 5 年未満でも子の分はもらうことができる。

(4) 支援の内容

○TANF：規定額が銀行に入金される。現金支給以外に、就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられることもある。

○SNAP：EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に 2 回入金され、EBT カード利用可能な店舗で食料品を買うために使用できる。また少額の現金が生活必需品購入に使える。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○LIHEAP：暖房費の支援

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

○英語が不得意な場合は就労支援の前に、語学学習支援を受けることができる。

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク（食品を無料提供する活動）や教会などで、野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は、各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Center など無料のランチを配食するところがある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

○WIC (Women, Infant, Children)：受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や 5 才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

○Head Start プログラム (0-5 歳)：低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。

○学校給食プログラム：低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

○ミルク支援プログラム：学校や託児所など子のケアに貢献する団体が無料で牛乳の提供をする。

○夏季食糧支援サービス：学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に Summer Food Service Program (SFSP) が指定する場所 (サイトやキャンプなど) で無料で昼食が提供される。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

○WIC：州福祉局 (Illinois Department of Human Services(DHS))

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=30358>

電話：1-800-843-6154（通話無料） TTY：1-800-447-6404

○Head Start：Illinois Early Childhood Education

<https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/programs/article/head-start-programs>

電話：1-866-763-6481（通話無料）

居住地に近い Head Start に申し込む。

○学校給食プログラム：Nutrition Programs - Division of the Illinois State Board of Education

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1963>

電話：1-800-545-7892（通話無料）または、1-217-782-2491

Eメール：CNP@isbe.net

学校を通じて申し込む

○ミルク支援プログラム：Illinois State Board of Education/Nutrition Programs Division

<https://www.fns.usda.gov/school-meals/school-meals-contacts>

電話：1-800-545-7892（通話無料）

学校を通じて申し込む

○夏季食糧支援プログラム：Illinois State Board of Education

<https://www.fns.usda.gov/school-meals/school-meals-contacts>

電話：1-866-262-6663

<https://www.illinois.gov/hfs/ChildSupport/Pages/default.aspx>

カスタマーサービス：1-800-447-4278（通話無料）

学校を通じて申し込む

（3）支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること（それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること）。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪問し、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を支払う。また、ウェイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる（順番待ちは大変長い）。

（4）支援の内容（概要の補足）

WIC：乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカードを使用する。

（5）DV被害者が外国人の場合の配慮

これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格（ビザなどの種類）を問われない。

（6）その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が、母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

（1）概要

A. イリノイ州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。
○緊急時の短期のホームレスシェルター・DV 被害者シェルター
○緊急時のシェルターと低所得者住宅に入るまでの間をつなぐ、Transitional Housing

○低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー

B. また、イリノイ州は、住む場所自体は確保できている低所得者のために、光熱費・燃料費削減を目的とした家の断熱工事支援プログラムを提供している。

Home Weatherization Assistance Program (HWAP)

C. SAFE Home Act : Housing Rights For Victims of Domestic & Sexual Violence

州法 (SAFE Home Act) により、DV の被害者は、DV の危険から逃れるために民間の住居のリース契約を違約金なく、途中でやめることができる。また錠と鍵の無料付け替えを大家に求めることができる。

<http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=2817&ChapterID=62>

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

A. 連邦政府 Illinois Housing and Urban Development (HUD)

<https://www.hud.gov/states/Illinois>

低所得テナントの賃料引き下げの支援を行っている。申請する場合、居住したいアパートの管理オフィスに連絡のこと。以下のサイトからアパートがサーチできる。

<https://apps.hud.gov/apps/section8/step2.cfm?state=IL,Illinois>

<https://section-8-housing.org/apply>

○セクション 8 ハウジングプログラム：米国の低所得層および中所得層の家庭が賃貸住宅を探すのを助けるため、政府から資金提供を受けた政府援助プログラム。

各カウンティ（郡）の住宅当局の連絡先一覧：

https://www.hud.gov/program_offices/public_indian_housing/pha/contacts/states/il

○HUD 承認ハウジングカウンセリングエイジェンシー：住宅に関わる問題について、無料もしくは低料金でアドバイス。

https://www.hud.gov/i_want_to/talk_to_a_housing_counselor

電話：1-800-569-4287（代）（通話無料）

各カウンティの連絡先一覧、カウンセリングサービスの内容あり。

B. HWAP：省エネ補助プログラム。低所得世帯の安全を確保しながら、冷暖房コストの低減の援助プログラム。

<https://www.illinois.gov/dceo/CommunityServices/HomeWeatherization/Pages/default.aspx>

各タウンの担当団体の連絡先

<https://www.illinois.gov/dceo/CommunityServices/HomeWeatherization/CommunityActionAgencies/Pages/default.aspx>

C. THE SAFE HOMES ACT など

○基本的に大家に文書でDVの事実と退去する旨を通告するだけで良い（文例は下記PDFに紹介されている）。大家は、借主（被害者）の同意または法廷の命令なしには、通告文書などの被害者の情報を外部に知らせることはできない。大家は、被害者から依頼文書を受け取って48時間以内に錠・鍵の付け替えを行われなければならない。詳細は、以下のサイトを参照。

http://povertylaw.org/files/docs/English%20SHA%20Brochure_Updated_FINAL.pdf

○シカゴ市が、州住宅・都市開発局が提供する住宅に居住するDV被害者がDVの危険から逃れるための転居を支援するプログラム（City of Chicago Emergency Transfer Plan For Victims of Domestic Violence, Dating Violence, Sexual Assault, or Stalking: Housing Program）

https://www.cityofchicago.org/content/dam/city/depts/fss/supp_info/DV/VAWAEmergencyTransferPlan061417.pdf

（3）支援の要件

A) B) 家族構成人数に対する所得額が基準以下であること。その中でDV被害者、高齢者、障がい者は優先される。

C) DV被害者であること

（4）支援の内容

A) 家賃の一部補助

B) 断熱工事支援プログラム

C) 賃貸住宅の契約無償打ち切り、鍵の変更

5) DV被害者が外国人の場合

特になし

（6）その他、住宅支援に関する有益な情報

○緊急シェルター／移行住宅プログラム

www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=30362

緊急シェルター／移行住宅プログラム連絡先一覧

www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=98150

○Illinois Hardest Hit Program：一時的な住宅ローンの支払い援助を提供

<https://www.illinoishardesthit.org/>

5 求職に関する支援・職業訓練

（1）概要

（米国連邦政府及び州の無料の支援）

A TANF、SNAPは、就労支援のための制度と一体となっているので、低所得のDV被害者は、現金支給と食品援助が認められると同時に、オリエンテーション、履歴書作成、就職斡旋などの就労支援を受けなければならない。

B 失業者事務所や就職支援組織で職を探す支援

C 軽度でも障がいや精神的な問題がある場合は IL Rehabilitation Counselor の就労支援を得ることができる。

（2）調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

A. TANF、SNAP

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=30358>

DHS ヘルプライン：1-800-843-6154（無料）

www.dhs.state.il.us/page.aspx?module=12&OfficeType=&County=

B. イリノイ州雇用リソース

<https://www2.illinois.gov/employment>

イリノイ州職業安定局（Department of employment security）

<http://www.ides.illinois.gov/Pages/IllinoisJobLink.com.aspx>

電話：1-800-244-5631（総合案内）（通話無料）

連絡先：http://www.ides.illinois.gov/Pages/Contact-IDES_Form.aspx

（イリノイ州ジョブリンク） <https://illinoisjoblink.illinois.gov/ada/r/>

E メール：DES.IJLSysAdmTech@illinois.gov（QR）

電話：1-877-342-7533

個人のアカウント登録は以下のサイトから

https://illinoisjoblink.illinois.gov/ada/r/job_seeker

C. 州政府福祉局（DHS）Rehabilitation Counseling

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=29764>

（3）支援の要件

○TANF、SNAP 関連：DHS に受給者として登録されていること。

○失業者事務所等：健康、滞在資格（ビザ）などの点で米国で働ける状態であること。

○障がいなどの場合：障がいや精神的な問題があること（軽度の場合を含む）。（DHS での診断を受けること可能）

（4）支援の内容

履歴書作成支援、職を探す支援、斡旋、面接支援など。

（5）DV被害者が外国人の場合

DHS では、語学の習得が必要な場合は英語教育（ESL）の支援などを提供。

（6）その他、求職支援に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

6 在留資格

（1）外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV被害者のための特別なビザ等を含む）

○連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、DV 加害者（米国国籍者／永住権保持者）の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス（永住権、ビザ）申請を行うことができる。

○米国国籍者／永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人（米国籍でない者）やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国国籍者／永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザでは、審査中からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) から暫定的に「Qualified Immigrant」として、公的扶助を受けられる資格を与えられる。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで 3 年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-nonimmigrant>

(2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出する。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline (電話 : 1-800-799-7233 (通話無料))

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

○イリノイ州では、低所得の DV 被害者の場合は III-2 で紹介した州福祉局 (Department of Human Services(DHS)) を最初の窓口として必要な支援を受け、各福祉サービスに紹介されることで自立を目指すが良い。

○低所得でない場合は、II-1 や以下で紹介するような DV 被害者支援団体に相談し支援を得る。

○低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 利用の要件

(4) 支援の内容

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)

A (SPRINGFIELD 地区) Sojourn Shelter & Services, Inc.

<http://www.sojournshelter.org/>

通話無料ホットライン : 1-866-435-7438

24 時間ホットライン : 1-217-726-5200

E メール : sojcenter@aol.com

利用要件 : Sangamon, Logan, Menard, Christian and Montgomery 郡 (カウンティ) を対象に支援を提供。

支援内容 : DV 緊急対応チーム (24 時間)、緊急シェルター、子ども用プログラム、カウンセリング、法的アドボカシー、安全プログラムなど。

B A Safe Place/Lake County Crisis Center

www.asafeplaceforhelp.org

24 時間ホットライン：1-800-600-7233（通話無料） または 1-847-249-4450

E メール： info@asafeplaceforhelp.org

電話もしくは E メールで問い合わせる。

利用要件： Lake 郡（カウンティ）で支援を提供。

支援内容： DV 緊急対応（24 時間）、緊急シェルター、中長期住宅支援、カウンセリング、法的アドボカシー、法的支援（保護命令申立書）、安全プログラム、ヘルスケアなどを無料でやっている。

C Center for Women in Transition

www.cwt-cu.org

24 時間ホットライン：1-877-384-4390 または 1-217-384-4390

電話もしくは E メールで問い合わせる。

利用要件： Champaign 郡で支援を提供。

支援内容： DV 緊急対応（24 時間）、緊急シェルター、中期住宅支援、カウンセリング（親、子、ライフスキル、経済、DV）、法的アドボカシー、法的支援（保護命令申立書）、安全プログラム、就業支援（スキル、キャリア）など。

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

○DV 被害者をサポートする機関リスト（市別）

<http://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=31886>

○シカゴ及びイリノイ州 DV 被害者をサポートする機関

http://www.ilcadv.org/get_help_now/victim_services.asp

8 その他の自立支援制度

州政府福祉局（Department of Human Services（DHS））：自立に必要な支援一覧

www.dhs.state.il.us/page.aspx?module=12&officetype=&county=

IV. DV 関連の司法手続

1 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続

* DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○イリノイ州において DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続で、保護命令により加害者の DV 行為をやめさせることができる。イリノイ州では、保護命令は Protective Order と呼ばれる。

○イリノイ州で裁判所が発行する法的保護措置は以下の通り。

○Emergency Order of Protection（EOP）（暫定的保護命令）：14 日から 21 日間有効。延長可。申請者に差し迫った危機が認められる場合、加害者に事前通告なく、被害者からの聞き取り（Hearing。証拠の提出が含まれることがある）をもとに裁判官が判断し、発行される。これにより、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取ら

れる。

○Interim Order of Protection : 30 日間有効。延長可。EOP から恒久的保護命令が出るまでの間を繋ぐ命令。

○Plenary Order of Protection (恒久的保護命令) : 裁判所は被害者だけでなく、加害者からも聞き取りを行い、恒久的保護命令の可否が決定される。

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

【暫定的保護命令は、その手続きから Ex Parte Order (一方 (被害者) からだけの聞き取りによる命令を意味する)、緊急性・一時性から Emergency/Temporary Order、または規定する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「Emergency Ex Parte Order」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○暫定的保護命令 (EOP) は、申請をし、裁判官が認めればすぐに緊急の命令 (Ex Parte Order と呼ばれる) が出て、14~21 日間有効。

○EOP 有効期間内に恒久的保護命令の審理が行われない場合、必要があれば Interim Order of Protection が出される。

○多くの場合、EOP 申立てから 14~21 日後に加害者、被害者の両者がそろって、恒久的保護命令の審理が行われる。EOP を申し立てる際に、恒久的保護命令の審理の期日を早める要請もできる。裁判所の判断は、通常は審理直後に出されるが、後日になることもある。

○申請には以下の情報が必要：両者の名前と住所、関係、被害の内容。該当すれば、離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護命令のコピーなど。

○審理の際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話 (スマホ含む) を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。

○保護命令の申立は無料。

○DV の危害を恐れて、保護命令申立書で住所を公開したくない場合は、その旨を Clerk に伝え、書類に必要な記入をする。

<https://www.illinoislegalaid.org/legal-information/3-types-orders-protection>

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○暫定的保護命令 (EOP) は 14~21 日間有効。

○Interim Order of Protection は 30 日間有効。

○恒久的保護命令 (Plenary Order of Protection) は最高 2 年、更新可。

(4) 具体的な申立方法

暫定的保護命令は、被害者からの申立てが証拠としての役割を果たし、住まいの管轄の巡回裁判所 (Circuit Court) に申立書 (Petition) を提出し、聞き取り (Hearing) を経て、裁判所命令が出される。

A. 保護命令申立書 (Petition) を、被害者の住所を管轄する巡回裁判所の書記官 (Clerk) に

提出する。即日保護命令が下されるよう、暫定的保護命令の申し立てもできる。
住所は、シェルターの住所か、P.O. Box（郵便私書箱）で記入可能。

- B. 暫定的保護命令の場合、申立書提出と同じ日に開かれる審理で、被害者が保護命令の必要性を説明し、裁判官が保護命令の要否を判断する。この聞き取りで、加害者が住宅から立ち退くよう、被害者が危険な状況を説明する。
- C. 裁判所から加害者に連絡を行い、関係書類が加害者に送られる。
- D. 審理が開かれ、被害者、加害者双方からの聞き取りが行われる。
- E. 恒久的保護命令に関する裁判所の判断が行われる。

（NPO イリノイ・リーガルエイド・オンラインによる、保護命令申請書の記入方法や手続きなどの説明）

<https://www.illinoislegalaid.org/legal-information/starting-case-get-order-protection>

裁判所連絡先一覧：

http://www.illinoiscourts.gov/CircuitCourt/CircuitCourtJudges/CCC_County.asp

（５）弁護士を選任の要否

保護命令の申し立ては自分で行うことができる。一般の弁護士、プロボノ（ボランティア）の弁護士、地方や郡の弁護士（DVアドボケートなど）の助けを借りて行うこともできる。

（６）外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。

○恒久的保護命令の通訳は裁判所にリクエストを出す。通訳がみつければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

http://www.illinoiscourts.gov/CivilJustice/LanguageAccess/Lang_Asst_by_County_print.pdf

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官／裁判官との三者通話、TV会議システムの利用）などに差がある。

（７）その他DV被害者に有益な情報

○裁判所のClerkは、保護命令の申立や執行の申請の際に、申請人を補助する義務があるため、不明な点についてはClerkに相談する。また裁判所にDVアドボケートがいる場合、DVアドボケートも支援をする。

○恒久的保護命令の発行後、保護命令の執行のために加害者のいる住居に戻る、住居から加害者を退去させるなどで法執行機関（警察等）の付き添いや支援が必要な場合は、裁判所で要請できる。

○保護命令審理での被害者申し立て内容は、その後の離婚裁判における監護権の判断で重要な

ポイントとなり得るため、慎重に対応する必要がある。

○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

○VINE LINK

加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで24時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Order に登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話か電子メールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

2 1の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

* 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○加害者が、被害者より先に保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令（Mutual Protection Order）が出される。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張するDVを証拠提出（目撃者・アリバイなど）により誤りの申し出であると主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。

○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実（精神疾患）に関する証拠・目撃者を提出する。

○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利になる可能性がある。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

(3) DV被害者が取り得る対抗策

○裁判官の判決に不服の場合、上告ができる。

○DVの別の証拠を見つけた時に、新たに民事の保護命令を申し立てることができる。

<https://www.womenslaw.org/laws/il/restraining-orders/orders-protection/after-hearing/i-was-not-granted-order-protection-what>

(4) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が無料手配するが、巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

※1 (6) 参照

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントンDCにある団体DV LEAPは、イリノイ州を含む米国内のすべての州での保護命令に対する上告を支援している。

<https://www.dvleap.org/our-work>

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○保護命令の申し立てにおいて生活費の請求は可能。

○管轄裁判所で、保護命令とは別途に新たなケースとして緊急の申し立てをし、生活費を要求することもできる。

○加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は I-864 (Affidavit of Support) という書式で、配偶者に他の収入がない場合 FPL (III. 1 (3) 参照) の 125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864 の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続きの際に裁判所に申し立てをすること。

※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て・生活費の緊急の申し立て：暫定的保護命令や生活費の緊急の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。

○I-864：離婚裁判で審理されるので時間がかかる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令 (EOP を含む) の申し立てで請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。

○生活費の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまで有効。

○I-864 (Affidavit of Support) の申し立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分が得られた時、米国を離れた時、あるいは配偶者 (加害者) 死亡のいずれかが起こるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

○保護命令での申し立て：保護命令の申立書の中に記載する。

○生活費の緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所に所属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て (Motion) を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。

○I-864 (Affidavit of Support) の強制：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

(5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいため、できれば弁護士の支援がある方が良い。裁判所に DV 相談室があり弁護士がいれば手続きを無料でしてくれることもある。自分で申し立てることもできるが、どの方法で問題を解決していくかを考える上でも、弁護士に相談できると良い。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が無料手配するが、巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

※1 (6) 参照

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）

○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS（米国連邦政府移民帰化局）に提出し、I-864 の強制を依頼する。

○シェルターやDV 被害者支援団体の DV アドボケートに相談するとよい。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○イリノイ州での離婚申請は、巡回裁判所（Circuit Court）に提出する。

○イリノイ州での離婚手続きは、通常 2 種類あり、イリノイ州に夫婦どちらにも子がいなければイリノイ州に 90 日間、子がいれば 6 か月以上居住の必要がある。

○Dissolution（双方の同意による婚姻の解消）：双方が、婚姻解消申し立て／離婚同意書に署名し、裁判所に提出することで離婚が成立する。離婚同意書に、財産分与、子の監護権、面会交流権、養育費、老後のための積立資産、慰謝料などに対する同意内容の記載が必要。

○Divorce（離婚）：双方の同意がなくても、一方の配偶者により離婚のための嘆願（申し立て）が可能。

○イリノイ州では、DV、重婚、遺棄（相手が、夫婦としてのサポートをしない）、不倫、アルコールや薬物、性病などを理由に Fault Divorce を申し立てることができるが、原告が離婚原因を証明する必要がある、その上で裁判官が離婚原因なしと判断した場合、離婚は認められないため、Fault Divorce タイプの離婚はあまり選ばれない。

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は、多くの場合は離婚手続きの親権（監護権）の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてはほとんど影響がない。

○離婚を申し立てた場合、申し立てた時点から裁判所の許可なく、子を連れて転居を目的とした州外への移動はできなくなる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

○The Best Interest of the child (ren) ポリシーにのっとり、子にとり最善の利益の考え方の下で判断が下される。双方、または片方の親から「共同育児」(co-parenting：離婚した両親が完全に対等の立場で子の育児を行うこと) の申し立てがある場合、その育児計画を提出することで通常、共同育児となるが、その条件が満たされない場合、裁判所が監護権を判断することになる。

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家 (Guardian ad Litem (Gals) (訴訟代理人：意思能力が十分でない未成年や心身に障がいがある人の立場になって希望を述べていく人) や Custody Evaluator) への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者 (Mediator) による調停で監護権の決定をする場合もある。

○面会交流時に子の安全が確保されない場合、虐待する親の権利は制限される。子に対する極端で慢性的な虐待、性的虐待、配偶者や子に深刻な身体的危害を加えた暴行、子のもう一方の親の殺害や殺害未遂のケースでは、親の権利は永久に失われる。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

DV は子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。ただ被害者側の精神的なダメージや精神疾患も子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査の上で決定される。

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の 9 点。

1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不履行 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DV での有罪歴 9. 他州への転居の予定

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

州が定めた計算ガイドラインに沿って養育費が計算される。

<https://www.illinois.gov/hfs/ChildSupport/parents/Pages/IncomeShares.aspx>

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

○DVの被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は認められる。面会交流の実施は、一般の離婚と同じく、双方の親の間での調整となる。

○ただし、身体的・精神的・性的なDVがあり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い (子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの) などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が無料手配するが、巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

※1 (6) 参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚の手続きについて (リーガル情報)

<https://www.divorcenet.com/>

○女性のための離婚リソース

<http://thelilactree.org/>

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権 (custody)、面会交流権 (visitation) 等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決 (divorce decree) に書かれる。Divorce Decree が出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合などは、変更したい内容、その理由を裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○養育費の不払いへの対応について、イリノイ州は州検事局が窓口となる。

<http://www.illinoisattorneygeneral.gov/children/childsupport.html>

○離婚後、子を持って、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子と旅行することについての内容 (時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など) を明記するのが良い。

5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○イリノイ州では、両親の話し合いで監護権を決定することを勧めているが折り合わない場合は、裁判官が子の状況や、それぞれの親が子に提供できる環境を考慮して監護権を決定する。

○監護権の変更は、双方が同意している場合はそのまま変更できる。双方が同意していない場

合は最近の同意書が出されて2年以上経っていないと変更できない。すぐに変更できる場合は、子が危険な場合だけである。

<https://www.illinoislegalaid.org/legal-information/changing-parental-responsibilities-child-custody>

(2) 具体的な申立方法

○双方の親が同意の上で監護権を変更する場合、変更の申立て (Motion)、宣誓書 (Affidavit)、新しい監護権の同意書、監護権が判断された際からの状況変化と監護権変更が必要な理由を、手数料と共に裁判所に提出する。

○双方の同意がない場合、一方の親が単独で裁判所に申し立てをし、必要書類を提出する。裁判所がもう一方の親への通知を行う。

○監護権の決定に際して、子の最善の利益の調査に、どちらの親からでも GAL(a guardian ad litem) (子のための訴訟代理人) を任命することができる。

(3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい (弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○親の状況と裁判官の判断による。変更の事由が具体的で子にとって重要な場合は、変更が認められる可能性がある。

○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と判断され、監護権の決定に影響することがある。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

移民法律扶助・プロボノサービス連絡先

○National Immigration Legal Services Directory

<https://www.immigrationadvocates.org/nonprofit/legaldirectory/search?state=IL>

○Chicago, Illinois Immigration Legal Aid & Pro Bono Services

<https://www.justia.com/lawyers/immigration-naturalization/illinois/chicago/legal-aid-and-pro-bono-services>

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が無料手配するが、巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

※1 (6) 参照

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

監護権の変更で養育費の額も変わってくる。

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

イリノイ州では、離婚後に子と転居する場合は Notice of intent to relocate に転居先と転居理由を明記し、離婚裁判を行った裁判所に提出する。裁判所はもう一方の親にその旨を通知し、もう一方の親が異議申し立てをした場合、審理を行う。裁判所は、転居が子にとって最善の利

益かどうかを審査し、転居理由や距離、その他の状況が子にとって最善と判断した場合は転居を許可する。それに伴い、養育計画も変更される。

(2) 具体的な申立方法

転居の申請に転居先と転居理由を明記し、離婚裁判を行った裁判所に養育計画と共に提出する。

(3) 弁護士を選任の要否

必須ではないが、相手の同意を得られずに裁判所に申し立てる場合は弁護士を選任する方がよい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

裁判所は転居が子にとって最善の利益かどうかを審査し、転居理由や距離、その他の状況が子にとって最善と判断した場合は転居を許可する。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が無料手配するが、巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

※1 (6) 参照

(6) その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

イリノイ州では、面会交流の様態変更の申立書を裁判所に提出し、審理を経て変更することが可能である。

(2) 具体的な申立方法

○双方で合意できる場合、養育時間の変更申し立てと審理依頼、その他の必要書類に署名し、公証人のサイン（公証）をもらい、手数料とともに裁判所に提出する。もう一方の親に複写を渡す。

○双方で同意していない場合は、最新の面会交流の取り決めから2年が経っていなければ申し立てができない。

<https://www.illinoislegalaid.org/legal-information/changing-parental-responsibilities-child-custody>

(3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的に重要な場合は、変更が認められる可能性はある。

○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親へのDVが認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が無料手配するが、巡回裁判所によって可能な対応は異なる。

※1 (6) 参照

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

もう一方の親と子との面会に不安な点がある場合、状況に応じて1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い(子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの)などを組み合わせることを裁判所に申し立てることができる。

8 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

早期にDV専門の弁護士を探すのは極めて重要。

巡回裁判所に付属している相談室(各裁判所に問い合わせる)に照会する、DV被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

○イリノイ州弁護士協会

<https://www.isba.org/public/illinoislawyerfinder>

○シカゴ市を管轄するCook郡(カウンティ)の巡回裁判所サイト(サイト内で日本語訳利用可)

DV関係：<http://www.cookcountycourt.org/tabid/210/default.aspx>

弁護士がいない人のためのサイト(自分で行う手続き、無料・低料金の弁護士サーチなど)

<http://www.cookcountycourt.org/FORPEOPLEWITHOUTLAWYERS.aspx>

スマートホンでの保護命令申請書作成(申請自体は裁判所を訪問して行う)

<https://turbocourt.com/go.jsp?act=actShowAppInfo&appcode=elf-chicago-dv&courtcode=Cook>

○Domestic Violence Legal Clinic(DVの法律クリニック)

DV被害者に必要な法に関わるアドバイスを行うNPO。移民弁護士による移民に関する無料相談あり。

DVの法律クリニック：www.dvlcchicago.org/

移民関係：www.dvlcchicago.org/get-help/immigration/

住所：17 N. State Street, Suite 1390, Chicago, IL 60602

Eメール：info@dvlcchicago.org

(2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

管轄の総領事館に尋ねる、DV被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、オン

ラインで探す、友人に紹介してもらう。

(3) 弁護士への依頼方法

○案件や質問は予めまとめておく。

○電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反 (conflict of interest) がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。

○以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。

- ・ 専門や経験
- ・ 時給や着手金
- ・ パラリーガルや秘書などとの分業
- ・ 過去の判例などに関する知識
- ・ 話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど

○弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。

○自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談（無料の場合もあれば有料の場合もある）で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。

○一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

(4) 弁護士費用の相場

○成功報酬は、離婚や刑事訴訟では適用されない。

○保護や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う “Fee Shifting” が適用される。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険である。

○州全体の離婚弁護士の平均時間チャージは、一時間 260 ドル。

(5) リーガルエイド (安価あるいは無料で司法サービスを提供)

○リーガルサービス (無料もしくは低料金) が受けられる機関連絡先一覧

www.cookcountycourt.org/FORPEOPLEWITHOUTLAWYERS/FreeLowCostLegalServices.aspx

○CARPLS : リーガルサービス (無料もしくは低料金) が受けられる。Cook County 在住者。

<https://www.carpls.org/>

電話 : 1-312-738-9200

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○移民のためのリーガルサービス

<https://www.immigrationlawhelp.org/>

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

○Victim of a violent crime

Illinois Court of Claims Clerk's office

<p>電話：1-217-782-7101 (Springfield) または 1-312-814-5010 (Chicago)</p> <p>○リーガルエイドオンライン https://www.illinoislegalaid.org/legal-information/family-safety</p> <p>○全国のリーガルプロボノサービスリスト The National Domestic Violence Pro Bono Directory https://www.probono.net/dv/</p> <p>移民法律扶助・プロボノサービス連絡先</p> <p>○National Immigration Legal Services Directory https://www.immigrationadvocates.org/nonprofit/legaldirectory/search?state=IL</p> <p>○Chicago, Illinois Immigration Legal Aid & Pro Bono Services https://www.justia.com/lawyers/immigration-naturalization/illinois/chicago/legal-aid-and-pro-bono-services</p> <p>○アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html</p> <p>○弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org https://www.womenslaw.org/ > Places that Help > Select State > Finding a Lawyer</p> <p>○リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話がつかない場合は、DV 被害者支援団体から探す方が良い。</p>
<p>9 その他のDVに関する司法手続</p>

<p>V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について</p> <p>* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定</p>
<p>1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法</p> <p>* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等</p> <p>【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】</p> <p>○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。 ○刑事手続がされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所でファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。</p>
<p>2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法</p> <p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなけ</p>

ればいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法 (Private International Law) のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらおう。

3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法

* アンダーテイキング・ミラーオーダー, その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ (州検事局)、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。

4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報